

大阪広域水道企業団監査規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、大阪広域水道企業団監査規程に基づく監査の実施について経過措置を定めます。
- 2 この規程は、令和7年4月1日から施行します。